

令和8年3月高等学校卒業者の 就職問題に関する申合せ

新規高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、採用選考に際して**同和問題の正しい理解と認識のもとに就職差別を排除し、就職の機会均等を保障するとともに学校教育の充実と就職希望者の適切な職業選択を確保し、あわせて求人秩序の確立、適正な職業紹介の円滑な推進を図る**ため、文部科学、厚生労働両省の通達の趣旨に沿って、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底を図ることを申し合わせる。

記

1 応募書類について

求人者の行う採用のための選考は、**応募者本人の有する適性・能力を引き出し、これを有効に発揮させるという観点に立って行われるべきであるので、不合理な差別を排除するため、学校及び求人者は次の事項を遵守すること。**

- (1) 学校は、生徒の推薦に際し、労働省（現「厚生労働省」）・文部省（現「文部科学省」）及び全国高等学校長協会の協議のもとに定められた様式（全国高等学校統一用紙（令和6年度改定）応募書類その1・応募書類その2）及び紹介書を使用し、それ以外は提出しないこと。
- (2) 求人者は全国高等学校統一用紙及び紹介書以外の提出を求めないこと。

2 採用選考について

就職希望者の職業選択の自由を保障し、就職の機会均等を確保するため、男女雇用機会均等法のように具体的な法的措置がとられているものがあるが、求人者は、さらに就職の機会均等の確保を図り、採用選考にあたっては応募者本人の**適性・能力**に直接関係のない事項を採否決定の判断の資料とせず、本人の基本的人権を尊重した合理的な選考を実施するために、特に次の事項を遵守すること。

- (1) 全国高等学校統一用紙の使用の趣旨に沿い、**出身地・家族の職業・家庭環境・家庭の経済的状況等の就職差別につながるおそれのある質問（社用紙の提出を含む）及びこれらをテーマとした作文による選考並びに調査等は行わないこと。**
- (2) 縁故者の優先採用を排するとともに障がいのある人、欠親者、定時制・通信制在学者、外国籍者等についても公正な選考を行うこと。
- (3) 採用選考時にいわゆる「血液検査」等の健康診断を実施する場合には、健康診断が応募者の適性と能力を判断する上で、職務遂行上必要かどうか医師（産業医等）と慎重に検討すること。

3 推薦・選考開始時期について

- (1) 推薦開始 **9月 5日** (文書到達主義) 以降とする。
- (2) 選考開始 **9月 16日** 以降とする。

4 求人申込みの手続き等について

- (1) 求人者は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの確認(求人票への確認印の押印)を受けた後、当該求人票(写)により学校に求人申込みを行わなければならないこと。
したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、学校は生徒の推薦は行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出を待って推薦を行うこと。
- (2) 求人者は、学校に求人申込みを行う際に求人票に添付するいわゆる推薦依頼状(文)及び求人要項等に本人の適性・能力に係わりのない事項を付さないこと。
(※船員の求人については、九州運輸局海事振興部船員労政課または九州運輸局福岡運輸支局船員担当、もしくは九州運輸局福岡運輸支局若松海事事務所船員担当へ提出すること。)

5 求人者の学校訪問について

- (1) 求人者が求人活動のために行う学校訪問は、安定所に求人申込書の提出を行った日以降とする(安定所においては6月1日から求人申込書の受付開始)。
- (2) 求人者が求人申込みのために行う学校訪問は、7月1日以降とする。
- (3) 上記(1)、(2)の訪問時間は、学校教育に支障のない時間とし、事前に学校へ連絡し、了解を得た上、訪問すること。

6 家庭訪問及び身元調査について

- (1) 求人者またはその委託を受けた者が、直接家庭訪問し求人活動を行わないこと。また、採用内定後といえども家庭訪問は行わないこと。
- (2) 求人者またはその委託を受けた者による身元調査は典型的な就職差別につながるものであり行わないこと。

7 利益供与について

求人者またはその委託を受けた者が、新規学校卒業者、その保護者及びその他の関係者に対し、金品または利便の供与により、新規学校卒業者の求人活動を行わないこと。

8 文書募集等について

求人者は、新規学校卒業者を対象とした新聞広告等(ラジオ、テレビ及びインターネットを含む)の文書募集を行わないこと。

ただし、次の条件を満たす場合、卒業年の**前年の7月1日**以降文書募集を実

施しても差し支えないものとする。

- (1) 安定所の確認を受けた求人であること。
- (2) 文書に求人者管轄安定所名、求人受付番号を記載すること。
- (3) 求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。
- (4) 応募の受付は、学校または安定所を通じて行うこと。

9 応募前職場見学等について

応募・推薦前に行う職場見学及び事業所が県外にあり、かつ就業地が県外の企業独自の会社説明会（以下「応募前職場見学等」という。）は、就職希望の生徒が、事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択及び事前の理解不足による就職後の早期離職の防止に資することを目的に行うものであるが、求人者はその実施にあたっては、特に次の事項を遵守すること。

- (1) 応募前職場見学等は、学校への求人申込み後に実施すること。
なお、実施時期は、原則として夏休み期間中とするなど、学事日程への影響が少ない時期とすること。
 - (2) 応募前職場見学等は、採用選考と異なることから、当該職場見学等への参加の有無を採否の判断基準に含めないこと。
 - (3) 生徒本人の状況等を聴取するなど、採用選考に直接つながる質問をしたり、内定と受け取られるような話はしないこと。
- (※詳細は、別途規定)

10 応募・推薦のあり方について

生徒の応募機会の確保等を図るため、応募・推薦にあたっては、以下のとおりとする。

- (1) 求人者は、専願を希望する場合のみ、その旨を求人票に記載する。
- (2) 学校から、推薦依頼数を超えた推薦について要望があった場合は、求人者は、可能な範囲で、これに応えるよう努力する。
- (3) 1人2社までの複数応募・推薦を可能とする。
その時期（受験日）は、11月1日以降とする（ただし、新規高卒者就職面談会（以下「面談会」という。）において応募する場合は、11月1日前であっても1人2社応募可とする。）。)
- (4) 2社目の応募書類は、1社目の受験日以前に発送すること（ただし、面談会で応募する場合はこの限りではない。）。)
- (5) 就職承諾書及び辞退届（様式6号）の提出期限は、結果判明の翌日から、土、日、祝日を除き7日以内とする。
- (6) 個別事情等により、上記（5）に規定する期限内に提出が出来ない場合は、学校が求人者に連絡の上、了承を得る等の対応をする。

11 採用試験及び採用結果の通知について

- (1) 求人者は、採用試験期日、場所及び採否結果等を決定次第直ちに学校及び学校を通じて応募者に文書をもって通知すること。
なお、不採用者があった場合には、その者の応募書類を学校に返却の際、

その理由についてもあわせて通知すること。

- (2) 求人者が、採用試験の実施にあたり、応募者の負担の軽減が図られるよう、旅費を支給する場合は、学校及び学校を通じて応募者に文書をもって通知すること。

なお、この場合、求人者は、全国高等学校統一用紙の使用の趣旨に沿い、出身地・住居の状況・家庭環境等の就職差別につながるおそれのある事項を求めることのないよう、次の事項を遵守すること。

- ① 求人者は、応募者の在籍する学校を起点として試験会場までの旅費を支給すること。
- ② 旅費支給にあたり、現金での支給のほか、口座振込を利用する場合にあつては、求人者が、旅費支給の目的での使用に限り、応募者の口座番号、領収証等、真に必要な書類の提出を求めることは差し支えないものとする

12 採用内定後の提出書類及び連絡について

求人者は、入社日までは就職承諾書以外の書類の提出を求めないこと。(ただし、入社日以前に真に必要な書類・写真等を除く。)

求人者は、赴任等に関し連絡を行う際及び上記の書類等を求める際は、学校及び学校を通じて応募者に文書をもって行うこと。

13 採用（内定）生徒の就業開始の時期及び研修等について

- (1) 就業開始の時期は卒業後とする。
- (2) 卒業前に求人者が実施する実習・研修等は学校教育に支障をきたし、また災害発生等が懸念されるため、その名称のいかんに関わらずこれを行わないこと。
- (3) 求人者が実施する企業見学・懇談会・内定式等は、放課後あるいは休日・休業期間中等、授業及び学校行事に支障のない場合以外に行わないこと。

14 その他（公正な採用選考の確立のために）

本申合せは、応募者の適性・能力のみを採用基準とした公正な採用選考を実現するための厳守すべき基本的な事項を取り決めたものであり、関係者はこの「申合せ」に記述されていないことについても、「申合せ」の趣旨に沿って、関係者間の連携・協議のもと、適切に対応すること。

令和7年3月11日

福岡県高等学校卒業生就職問題連絡協議会

福岡県総務部
福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局
福岡県企画・地域振興部
福岡県福祉労働部人権・同和対策局

福岡県福祉労働部労働局
福岡県教育委員会
九州運輸局海事振興部
福岡県公立高等学校長協会
福岡県私学協会
福岡県高等学校進路指導研究協議会
福岡県人権・同和教育研究協議会
福岡県経営者協会
福岡県商工会議所連合会
福岡県商工会連合会
福岡県中小企業団体中央会
公益社団法人福岡県雇用対策協会
福岡労働局

連絡先

福岡労働局職業安定部職業安定課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1

福岡合同庁舎新館 6 階

電話 092 (434) 9802